

高知県立ふくし交流プラザ指定管理者募集に係る質問について

質問内容	回答
<p>高知県立ふくし交流プラザ管理運営業務仕様書</p> <p>P 1 8</p> <p>5 業務に必要な経費</p> <p>(3) 管理代行料の精算</p> <p>・「協定締結後の管理代行料は増額せず」と記載されている。しかし、近年の賃金及び物価水準の変動は予測が困難なこと、また、大規模修繕等があった場合には施設管理費の変動も想定されることから、年度協定書に金額変更を認める記載が有り得るという認識でよろしいか。</p>	<p>P 1 8</p> <p>5 業務に必要な経費</p> <p>(3) 管理代行料の精算</p> <p>・「協定締結後の管理代行料は増額せず」の後に、「行政的理由から管理運営業務に変更があったとき又は事故又は自然災害など特別な場合の増加経費については、この限りではない。」と記載しています（左記事例を含む）。</p> <p>・また、仮に管理代行料に変更が生じる場合、基本協定書の一部を変更する協定を締結し、対応を行う予定です。</p>